

表

12センチメートル

<p>工業用水道事業法第24条第2項の規定による身分証明書</p> <p>職名および氏名</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>写  真</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 80px; height: 80px; margin-left: 10px;"></div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-left: 10px;"> <p>押 出 ス タ ン プ</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px; text-align: right;"> <p>年 月 日生</p> <p>年 月 日発行</p> </div>	<p>第 号</p>	<p>8センチメートル</p>
<p>経済産業大臣 印</p>		

裏

工業用水道事業法抜すい

**第24条** 経済産業大臣は、工業用水の供給を確保するために必要な限度において、その職員に、工業用水道施設の所在の場所又は工業用水道事業者の事務所に立ち入り、工業用水道施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第30条** 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

四 第24条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者